

## 八田 進二 先生

Shinji Hatta

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授／  
会計大学院協会相談役

1973年慶應義塾大学経済学部卒業、1976年早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了、1982年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得。博士(プロフェッショナル会計学)。富山女子短期大学助教授、駿河台大学教授、青山学院大学経営学部教授を経て、2005年4月より青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授(現職)。日本監査研究学会会長、会計大学院協会理事長、金融庁企業会計審議会委員(内部統制部会長)、金融庁金融審議会臨時委員(公認会計士制度部会)、経済産業省産業構造審議会臨時委員、公認会計士試験委員、日本公認会計士協会倫理委員会委員・監査問題協議会

委員、会計教育研修機構理事、国連ガバナンス改革運営委員会委員などの多数の要職を歴任。著書に『会計プロフェッションと監査』『会計・監査・ガバナンスの基本課題』『新訂版 監査論を学ぶ』『改訂監査基準を考える』『内部統制基準を考える』『会計・監査・ガバナンスを考える』(以上、同文館出版)『公認会計士倫理読本』(財経詳報社)『内部統制の考え方と実務』(日本経済新聞社)ほか多数。

## 健全な社会・経済に求められる会計プロフェッション

現在、公認会計士(以下、会計士)を取り巻く環境は、国内外の経済社会の変化、とりわけ企業活動の複雑化、多様化、国際化進展の流れの中で大きく変貌してきている。長年にわたり、数々の要職を歴任し、わが国の会計制度の発展にご尽力されている八田進二先生に、海外の会計制度を踏まえたわが国の会計士の課題およびその対応のあり方についてお聞きした。

聞き手：反町 勝夫 株式会社東京リーガルマインド代表取締役会長

### 会計的発想、会計的な議論ができる人材を

**反町** 国内外の経済社会の変化も相俟って、会計士だけではありませんが、会計・法律専門職が十分にその能力を活かし切れない状況に陥っています。

**八田** おっしゃる通り、経済全体が低迷しているため会計士業界も今一つ元気がなく、以前と比べて会計士になろうという学生が極端に減っている

ように思います。実際、長年、会計分野に身を置いてきた者から見ても、戦後最悪の氷河期と申しますか、最低の状況であるように思います。会計大学院協会の関係者として、文部科学省の方たちともミーティング等をしているのですが、日本の文部行政は、さまざまな制約のもとで、数年先を見通した政策を打つことができないということを実感しています。有り体に申しますと、「専門職大学院構想は、失敗だったのではないか」といった考えを抱く方もいるように思われます。とはいえ、日本の教育機関は、厳しい規制下に置かれており、昔

の金融機関と同じようにすべてが許認可案件となっていることから、自由に撤退したり、あるいは、簡単に「やめていいですよ」ということも言えないような状況があります。今日の民主主義社会において、会計を度外視しての経済社会を構築することはできないにもかかわらず、行政や立法に関わる人たちの中に、本当の意味で会計的な視点での考え方や発想ができる人が殆どいないということは、極めて憂慮すべき事態です。例えば、若い役人の方達に対して「今日の日本の1,000兆円の債務をどのように考えるか」と問うと、殆どの場合、答えに窮するのです。私は、別に経済や財政の専門家ではないのですが、年間の歳入が40兆円程度でありながら、歳出が100兆円の予算規模というのは、どう考えても、単年度ベースでみて、破綻しています。複式簿記を知らなくとも、会計の基礎が分かっている方であれば、誰でも破綻していると分かるでしょう。「埋蔵金がある」とか、小手先の議論をおっしゃる方もいますが、経済の専門家は「もう3年前から破綻している」とはっきり言います。今、日本が経済的な危機に瀕しているのは、会計的発想ないしは会計的な議論がまったく無視されてきた結果であると考えています。この最悪の状況の時期に、ますます優れた人材が会計の分野にこなくなってしまうと、10年後20年後には、第2のエンロン事件が日本で起きかねないでしょう。

**反町** 日本は、戦後の決まった路線の下で、人的な資源配分はやってきませんでした。

**八田** 1990年のバブルの崩壊直前までは、右肩上がりの成長路線であったことから、人的な資源配分についても真剣に考えることなくきており、問題にされるようになったのは、バブルの崩壊以後です。とはいえ、実際、人的な資源配分の適正化は図られておらず、所管である文科省などでも、有効な施策を打ちあぐねているのではないのでしょうか。ただ、5年10年同じポストにいるいわゆるノンキャリアの方たちは、この問題について、かなり危機意識を持っています。しかし、決裁権を持つ、いわゆるキャリアの方は、大抵ひとつの部署、ポストにとどまるのは1年であり、その危機意識には大きな隔りがあると思います。

**反町** その危機意識の差が、ひずみを生んでい

るのでしょうか。今ある経済的危機を乗り越える上では、もっと行政や立法に会計の視点から考えられる人材が必要であり、会計専門職の人材養成は急務であると思います。

**八田** おっしゃる通りで、これまで私が述べてきたような状況を背景に、専門職大学院は、当初、法律と会計の2つがつけられたという認識なのですが、法科大学院も会計大学院も、ともに決してよい状況とは言えません。そもそも会計大学院の方は数も多くなく、マスコミにも出ず、あまり目立たない分だけ、法科大学院より問題は深刻だと思っています。

### 会計大学院と試験の両輪で 優秀な人材を養成

**反町** 社会経済の多様化が進む中、会計専門職についても、その流れに即した人材が必要であると思います。そういったことから、弊社では、公認会計士試験、司法試験といった資格試験の受験指導のほか、近年、個々のバックグラウンドを活かした会計のエキスパートを養成しようと、社会人でも学びやすいカリキュラムで会計大学院をやっています。会計専門職の養成については複数のチャンネルを持ち、力を入れているのですが、会計専門職の人材養成について、八田先生のお考えになるところをお聞かせください。

**八田** 各種の資格取得に関しては、幾つかの免除制度があるというのも事実です。制度の草創期とか、あるいは、資格取得を前提としての確立した教育システムが完備している場合には、そのような免除制度はあってもよいと思っています。例えば、会計士試験の場合には、受験資格要件を撤廃してしまいましたが、少なくとも医者や法曹と同様に、いわゆる知的プロフェッションの資格を、一定の教育を経ず、試験だけで与えるというのは、説得力がないと考えます。こうした考えには賛否両論あることは承知していますが、大学に身を置いている立場から見ても、わが国の場合、押しなべて学部教育のレベルが低下していることは否めません。おそらく、全国の学部教育の平均的レベ

ルとして、一昔前の高校生程度の学力レベルになっているのではないのでしょうか。

**反町** そのような日本の教育の現状も踏まえた養成制度にしてしかるべきなのですが、戦後、日本は、好むと好まざると関係なく、アメリカのさまざまな制度を模倣してきて、それまでの文化的な基盤にも及んでいます。

**八田** 1930~1940年代くらいまでの日本は、米国だけでなく欧州のものも取り入れてきましたが、戦後の1950年以降は、完全に米国に偏っています。米国型の考えや仕組みに依拠してきていることから、すべての対応策も米国的にしなくてはならないということです。したがって、米国で機能不全や制度疲労等が起きるようなことがあれば、必ず日本でも同様のことが起きるといった具合です。これは、21世紀に入ってからの日米の現象と完全に符合します。

会計士試験についてみると、米国では、会計士試験の受験要件に、「大学教育での150時間の教育履修要件」があります。ただ、国際会計士連盟の公表する教育基準では「大学卒業」いった要件はありませんが、それでも「会計士になる上で必要な教育を受けていなくてはならない」としています。また、日本のように一定の実務経験がなくとも会計士試験に合格すれば、会計士の登録をすることができ、日本でいうCPE（Continuing Professional Education／継続的専門研修制度）でカバーしていくようになっていきます。したがって、わが国の場合、いっそのこと会計士試験制度も米国型に置き換えればよいのではないかと考えています。さらに申せば、実務補習制度と登録前の業務補助制度も撤廃でよいと思います。本当に監査業務を本業としようとする方については、監査事務所で1年くらい丁稚で雇って監査人にしていけばよいのではないかと。所管の金融庁からしても、この仕組みであれば、監査業務を通して監査人の質を監視することができ、能力担保もできるかたちになります。現在の会計士未就職問題で議論すべきことは、単に「会計士試験に合格しても就職できない」ということではなく、「最終的に就業までいかない」ということです。

**反町** 会計士試験に合格したその後のあり方、

仕組みを考えなくてはならないということですね。

**八田** 以前、複数の受験生と話したことがあったのですが、彼らが会計士を目指す目的は、はっきりしており、その内容はパブリック・インタレスト、すなわち公共の利益に資するものがあると感じました。会計大学院生も、試験合格のための答案練習をやらなくてよいわけではありませんが、かといって、試験対策に特化した授業を行っているわけではありません。つまり、会計士について言えば、その養成に筆記試験の制度一本で行くのがいいのか、あるいは会計専門職大学院といった教育機関での学習を経過させるのがいいかといった議論になると、それぞれに意見が分かれるのも事実です。ただ、人間形成の面で差異があるとか、あるいは、国際的にも整合性のある資格制度でなければならないという点も検討すべき課題だと思います。現実には、会計士試験合格のみを目指して勉強している受験生も、会計の専門的な勉強をしている会計大学院生も、最終的に会計プロフェッションの世界に入りたいという目的意識に大きな差異はないと思われますので、会計士の試験制度も会計大学院制度も並存し得るものであるし、共にシナジー効果をもって連携できるのではないかと思います。ところが、日本では、物事をすぐに「こうあるべし」と割り切って議論するケースが多く、また、それぞれの立場、役割分担を意識するあまり、議論も敵対的になりがちです。もう少し、今ある制度の全体がうまく機能するような取り組みもあっていいのではないかと考えています。

## 会計プロフェッションが根を張る

**反町** 今は、戦前戦後の延長ですね。企業内においても会計のスペシャリストとして会計士が活躍すべきだ、ということもあって、公認会計士制度改革が行われたのですが、そもそも会計専門家として専門能力を発揮する分野は、監査だけではなくもっと幅広いはずなのですが、その点が制度も含めて、もっと考慮されるべきではないかと思われま。

**八田** おっしゃる通りです。今でこそ「会計プロ

「ファッション」という言葉が浸透していますが、日本で最初にこの言葉を用いて本の表題に採用したのは、この私です。それは、1991年に出した翻訳書『会計プロフェッションの職業基準—見直しと勧告』（白桃書房）です。ただ、当時、こうしたカタカナ表記の表題での書籍を出版することに対しては、出版社の方からも色よい返事がもらえませんでしたでしたが……。この本は、通称『アンダーソン委員会報告書』と呼ばれる報告書の翻訳で、米国公認会計士協会が1986年に、会計プロフェッションの職業的使命達成に向けて求められる職業行為規程について検討したものです。つまり、米国の会計プロフェッションのあるべき職業基準についてまとめたものです。米国の公認会計士協会は、1987年に協会創立100周年を迎えることから、新たな世紀を迎えるに当たって、会計プロフェッションの発展に向けさまざまな改革をしたいという流れの中、倫理規則を強化したり、教育要件を課して新試験制度を考えたりといったことがなされました。その改革の議論の中でも、米国の場合、会計士は、何も会計事務所で監査をやるだけの存在ではないと考えていることから、より広く、会計プロフェッション全体の守るべき職業上の基準について検討を行ったのです。実際に、米国の会計士の過半は、所謂、企業内会計士であり、社会のあらゆるところで活躍しているのです。そもそも米国には、原則として、監査業務だけしか行わない監査法人といった組織はありませんから。日本では、おそらく、会計士には監査しかさせないといったような考えを前提に監査法人の制度つくったのではないのでしょうか。

**反町** 監査を法定監査に限定した場合、数が限られているので、即、監査報酬（※1）は飽和状態になります。つまり、監査は、基本的に発展しない領域です。

**八田** 任意監査といった話もありますが、なかなかそれも増えません。ただ、それは米国も全く同じです。少なくとも法定監査については、経済社会全体の報酬が飽和状態にあります。そこで、米国の場合、1980年代までは、どの会計事務所も、会計・監査業務、税務業務およびコンサルティング業務を、それぞれ事務所収益の約3分の1程度



を占めるような形でやってきました。中でも、コンサルティング業務収入の拡大を図ってきたのは、1913年に設立され、2002年に消滅したアーサー・アンダーセン会計事務所（以下、アンダーセン）です。アンダーセンは、ほかの会計事務所と比べて後発だったのですが、創始者であるアンダーセンの「ワンファーム・コンセプト」という、「世界中の事務所すべてのメンバーが皆同じ共通のアンダーセンの思想を共有する」という軍隊方式の考えが浸透し、優秀な人材を集めて、1960年代～1970年代にかけて頭角を現しはじめました。アンダーセンに集まった彼らは、コンサル業務に力点を置き、収益を大きく伸ばして発展させていったことから、日本でも憧れて就職した会計士が多くいました。

**反町** 優秀な人材が集まるだけの魅力と、活躍できる環境が必要ですね。

**八田** そうですね。アンダーセンは、イリノイのシカゴに本部事務所がありました。以前、私も頻繁に行っていた州立イリノイ大学の会計を学ぶ優秀な学生は、10人中10人が将来はアンダーセン入りしたいと言っていました。アンダーセンは、日本

にも早くから進出してきたのですが、ご存知のとおり、2001年のエンロン事件や2002年のワールド・コム事件の影響を受けて2002年8月に破綻してしまいました。これは見方によりますが、アンダーセンの89年の歴史を紐解けば、やはり、1970年代の後半からアンダーセンは、創始者の意向を違え、収益を第一に考えるようになってしまったがために、企業との馴れ合い、癒着を生んでしまったのではないかという見方があります。そういった話を見聞きするにつけ、やはり、会計の専門家というのは、経済の裏方であるものの、適切な経済活動を支える役割を担うということから、企業経営者、研究者、教育者さらには立法府、行政府等の役割を担う者として、健全な社会の担い手として強く求められていると思います。それゆえ、会計士という専門職が経済社会のあらゆるところに根を張ることが、健全な社会構築のための必須条件ではないかと考えます。

**反町** なるほど。日本の場合、弁護士は、企業家、研究者、政治家などに多くいるほか、近年は、任期付公務員などの行政府での数も増加しています。これもまだ決して多くないと思われるのです



が、会計士はさらに少なく、活躍の領域が狭いように見受けられます。

**八田** 考えてみると、日本では、会計士のほとんどが監査法人もしくは個人事務所にいるわけで、これでは公認会計士ではなく公認監査人です。会計という大きな世界があって、その中のひとつに独占的な業務である監査があるという位置関係を分かっていたらいいと思います。

**反町** おっしゃる通りだと思います。それが明確で、わかりやすいですね。

**八田** 日本の会計士も会計事務所以外のところに浸透していかなくてはならないと思うのです。それが現行の公認会計士試験制度の改革の議論の中にもあったはずですが。2003年の改革当時、金融維新の中で、経済界、産業界の方々は、「われわれは、会計プロフェッションが欲しいんだ」と言っています。そのため、企業関係者からは、現に優秀な人材も雇用しているので、彼らに資格が取れるようなチャンスを与えてもらいたいといった要求をしたこともあって、試験制度自体は簡素化が図られたのです。

しかし、蓋を開けてみたら、企業関係者の場合ほとんど会計士資格を取ろうとはしない。また、新制度が始まって間もなくリーマンショックが起きたことで、企業自体、元気を失ってしまいました。まさに経済界主導で改正された現行の試験制度にもかかわらず、経済界からの支援はほとんどなく、従前の監査人を養成するための実務補習および業務補助といった制度のみが積み残されているということです。

**反町** さまざまな外因があるにしても、一貫性のないものとなってしまっています。

**八田** 繰り返しになりますが、日本の場合、米国の公認会計士制度に倣うのであれば、その仕組みも米国の仕組みと同様にした方がいいわけです。それは専門職団体についてもしかりです。実際、世界の職業会計士団体が一堂に会して組織している国際会計士連盟（IFACと略称されます）には、110カ国以上の国々の160の会計専門職団体が加盟しており、その傘下に250万人ぐらいの会計士がいます。日本の場合は、日本公認会計士協会のみがこの団体に加盟しています。そして、これらの会

計士のうち6割弱の会計士は企業内会計士として活躍しているということです。こうした国際的な状況に比べて、日本では、いまだに、監査法人や会計事務所で働く方がほとんどで、いわゆる企業内会計士というのはまだまだごく少数だということも、今後わが国の会計士制度が発展するためには、解決されなければならない課題だと思います。

**反町** 困った問題ですね。八田先生は、以前から警鐘を鳴らしていらっしゃるわけですが。

**八田** 私は、経済活動に適切に対応できる、会計、経理、財務の専門家等が企業等に根付いていることが、もっとも健全な社会の構築につながると思っています。当然、経済界の方たちが、各方面に進出する場面では、会計の専門家についてもその必要性が強く意識されます。ただし、日本は、自主的な対応というだけではなかなか改革は進まず、法律義務化しないと動かないという傾向が強いというのも事実です。

米国も、エンロン事件が起きた後に制定された企業改革法の中で、日本の監査役に当たる「監査委員会に一人以上の財務の専門家を置くように」と規定されたのです。その「財務の専門家」にもっともふさわしいのは会計士です。米国人もそう思っているはずですが。日本でも、会社法を改正して監査役の適格性要件として、そのような規定を置くことは非常に重要ではないかと思えます。しかし、日本は、監査役に、独立性の要件は多少あるものの、能力要件がありません。例えば、上場会社4,000社弱に、「1人以上の公認会計士を置く」という規定を設けてもいいわけです。そうしたら、会計士は一気に4,000人必要となり、今抱えている就職難問題も解決できます。それでも、官庁は縦割社会ですから、会計士は金融庁の管轄、会社法は法務省の管轄ということで、横の議論がほとんどなされないというのが実情のようです。

## 未就職問題を解決してから改革へ

**反町** 合格者も減って、受験生も減っています。このような現状を見るにつけ、私も、八田先生がおっしゃったように米国のような公認会計士制度

に変えていかねばならないと考えます。ただ、そのような仕組みにする事前の策として、もっと会計士がどんどん会社の中に入れるようにしなくてはならないでしょう。

**八田** おっしゃる通りですね。現在、就職できない会計士が、1,100人いるそうですね（※2）。そして、1,100人中700人くらいが、業務補助ないしは実務従事ができず、最終試験に到達できないというのです。生活をしていかなければならないということで、本来の会計の道から外れて就職していく方もいますが、それは既就職者になりますので、会計士試験に受かってでも会計士になれていない方はもっと多いのかもしれない。このようなことを、金融庁や日本公認会計士協会の方々と話すことがあるのですが、毎月3、4人ずつは減っているというようなことを話されています。

**反町** 3、4人ずつでは、厳しいですね。

**八田** 私は、半年以上も前から、「改革した公認会計士制度には、ほころびが出たわけだから、緊急避難的でも、制度に責任を有する国が責任をもって取り組むべき課題である。もし行政ができないのであれば、立法とまでは行かずとも、政治の力をもって緊急予算をつけ、国税庁や証券等取引監視委員会など国の機関で有期雇用し、調査や検査など、会計士資格を得るための実務要件に当たる作業をできるようにするべきだ。」と、主張しています。金融庁は、がんばって、「各財務局で合格者を採用する」ということで、去年は3人くらい採用しようとしていました。その際、金融庁の方から、私の考えを受け入れて少し採用枠を設けたとおっしゃっていただきましたが、それでも、焼け石に水だったわけです。とにかく、緊急避難的に特別な対策を打たないと、次のステップが踏み出せません。スタートはそれからなのです。

**反町** 国の思い切ったバックアップが必須ということですね。

## 会計の専門家という前提で考える

**八田** 公認会計士法を変えなくてはいけない切羽詰った状況がある一方で、今、公認会計士法を

変えることは、パンドラの箱をあけることになる状況もあるようです。

つまり、欧州もそうですが、監査事務所の完全ローテーションという議論があるのです。担当者ではなくて、事務所ごとのローテーションを行うというものです。米国のPCAOB（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board／公開会社会計監督委員会）でも、また、国内においても、現行の担当者みのローテーションではなく、担当事務所自体のローテーションが必要であるといった意見も出てきているようです。

**反町** しかし、事務所が少なすぎます。

**八田** 私は、米国で同様の議論があったときに日本での実態調査をしたのですが、監査担当事務所自体のローテーションを強制すべきか否かという問いについて、関係者からの回答は、賛否半々でした。ただ、トヨタなどの規模の大きい企業については、中小の監査事務所では対応できず、担当できる事務所の数は限られていて、ご指摘のように、せいぜい4つくらいの監査法人しかないわけです。4つでローテーションするとすると、5年ないし10年くらいたつと順番が回ってくるため、かえって競争が起きなくなってしまいます。

ただ、現在登録されている監査法人は160くらい、さらに、上場会社等の監査をやっている個人事務所を加えると250くらいの事務所になるようです。

**反町** そんなにあるのですか。

**八田** はい。私はこれを、最低1ダース、ないしは20法人くらいにまとめるべきではないかと思っています。監査事務所間において健全な競争が保たれるのであれば、事務所ローテーションについても必ずしも否定するものではないと思います。つまり、現状のままでは駄目だということです。このような問題もあることから、簡単には公認会計士法の改正は行えないというのが実際のところではないでしょうか。また、現行の公認会計士制度は、自民党政権が改革したもので、その後、民主党政権になって見直しも図られようとなりましたが、結局のところ問題解決に至っていません。したがって、今、公認会計士制度改革の問題については、関係者すべてが静観している状況のようです。

**反町** 会計士は、企業活動ひいては経済活動を支える重要な専門職であり、日々変化し、そのスピードを増す国内外の社会経済の状況から、公認会計士制度の問題は、看過することはできません。また、公認会計士法の中身は、他の士業法と比べても、論点も非常に多いですね。

**八田** 会計士は、そもそもは会計の専門家なのということですから、まず最初に監査の専門家だということ議論すると様々な誤解を招くこととなります。私自身、会計士は会計の専門家なのだという前提で議論すべきだということを、再三申し上げたり、論文の中でも主張してきていますが、こうした理解に対しての支持は得られていません。要するに、会計士の将来を決定したり、あるいは会計士のあり方等について議論する方々のほとんどが、そろって会計士は監査の専門家であるという認識で固まっているのです。確かに監査業務を独占的に担当することができるのは会計士のみですが、その前の会計業務に精通していることが大前提にあることを軽視してはならないということです。余りに監査の専門家という主張を取り続けると、今度は、税務業務については、すべてを税理士に任せるべきで、会計士は担当すべきではないといった浅薄な議論に巻き込まれかねないのです。

会計士は、会計の専門家であり、税務知識を当然に具備していることで、十分な財務諸表監査を遂行し得ているのだということを再確認すべきだと思います。

**反町** 今、日本の会計制度は、本当に大きな視野を持って、トータルに考えていかななくてはならず、大きな岐路に立っていると思います。本日は、誠にありがとうございました。

#### （※1）監査報酬

従来、公認会計士が行う監査に係る報酬は、協会の会則に基づいて決定された。公認会計士の標準監査報酬規定の金額を参考として、契約当事者間の協議により決定されてきた。しかし、このたび公認会計士法の一部を改正する法律が公布され、平成16年4月1日から施行されることとなり、この中において規制緩和の観点から、会則記載条項が削除され、これに伴って公認会計士の標準監査報酬規定制度が廃止されることとなった。

（※2）CPA政連ニュース第361号（2012年5月15日）

# 鷺尾 英一郎 先生

Eiichiro Washio

農林水産大臣政務官／衆議院議員／公認会計士

1977年新潟県生まれ。2001年東京大学経済学部を卒業。同年公認会計士試験に合格し、新日本監査法人に入社。2005年公認会計士として独立開業。第44回衆議院総選挙にて初当選。2009年第45回衆議院総選挙にて新潟二区より当選（2期目）。財政金融委員会理事、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会理事などを歴任。2012年9月農林水産大臣政務官。



## その専門性を活かして 活路を見出す

### ～価値と魅力を高めて新たなステージへ

近年、改革の過渡期にある公認会計士（以下、会計士）は、世界的大不況もあいまって、就職難など厳しい状況にさらされているものの、それだけに新たな分野での活躍が期待されている。監査法人で公認会計士として実務を積んで国会議員になられた鷺尾英一郎氏は、新たなフィールドでご活躍されている会計士の一人である。これまで公認会計士制度改革はじめ、近年の公認会計士を取り巻く課題に取り組みられてきた鷺尾氏に、会計士を取り巻く課題への取り組み状況や、今後のあるべき会計士の姿などについてお話をうかがった。

聞き手：横山 卓司 株式会社東京リーガルマインド専務執行役員

#### 政策課題における会計的思考の 有用性

**横山** まずは、鷺尾先生が会計士というバックグラウンドを持つ国会議員として各種政策課題に取り組みられるに当たり、公認会計士としての知識や経験が、どのように活かされているか、お聞かせください。

**鷺尾** 会計士の知識が、すべての政策課題への取り組みのベースとなるわけではないのですが、会計的な思考は、さまざまな論理の中でひとつの見方になるわけです。

例えば、政治資金規正法の問題。「なぜ複式簿記による正式な収支報告を完全に情報開示しないのか。企業よりもより甘い基準で情報開示しているのだから、もっと細かに開示しなければいけない。」など、政治資金規正法に基づいて主張することができます。

あとは、国家財政。政府は公会計で複式簿記ではないため、見えにくい事態、物事がたくさんあるわけです。例えば、「国の借金が多い」と言っていますが、借金は国債で額面で決められています。したがって、それがいくらかは分かるのですが、借金をして何にいくら費やしたかまでは分からないのです。複式簿記でしたら資産性があるとか費



用性があるものは当然分かりますし、普通の企業でいう償却も把握できます。政党によっては、「いろいろな国有財産があるから日本はそんなに累積債務はない」、とか「対外的な債権もあるから債務はない」などと言うところもあります。それは、ある一面では正しいのですが、企業経営、会計の見地に立って見れば、資産はさまざまで、有価証券的なものであったり、固定資産的なものであったりなど、一律ではありません。また、換金可能性の有無という意味において資産をどうとらえるかという論点もあります。つまり、国債リスクを計る上で、そもそも資産をどのようにとらえるかというところが全く議論されていないのです。だから、いろいろな見解が出てきてしまいます。

要は、財政再建において、国債リスクをどう抑えていこうかと考えていく上で、日本が持っている資産は価値があるものなのかどうかというのが、今の国の会計制度では把握できないのです。さらに、把握できてない前提で、把握しようという方向でもなく、「いやいや、まだまだ先送りできるんだ」と、ある意味、痛みを先送りする理由として「資産はあるんだよ」というような感覚でとらえられている方が多いのです。やはり、財政に関しては、会計業務とか企業会計の知識など身に付いていないと、まず的確な判断はできませんし、考えることすらできないと思います。

**横山** 一昔前に比べると、多くの会計士が、国の政策にかかわるようになったと思われるのですが、鷺尾先生からご覧になっていかがでしょうか。

**鷺尾** 立法府、議会活動においては、今申し上



げたとおり、いろいろな分野でかかわってきます。政治資金規正法と財政を例に挙げましたが、特別会計の話もしかり、特殊法人の話もしかりです。行政府の会計検査院と会計士は人事交流をやっていきます。会計検査院などに入って、国の資産や省庁がやっている事業や国が補助を入れている特殊法人などの監査をやっていくことも、活躍できるフィールドのひとつではないかと思います。

最近では、経済犯罪で、法律家だけでは対応し得ないものも出てきていますから、会計専門家が司法の分野でも求められていくことはあると思います。

**横山** 会計検査院は、昨年、会計士試験合格者を若干名ながら採用しています。警視庁でも、採用試験を突破しなくてはならないものの、財務捜査官のところでは採用が進んでいます。この勢いで、会計の素養を持った人材が、官公庁でどんどん活躍できるようになればよいと思うのですが、去年は採用しても、今年は未定など、一過性の様相を呈しているのが残念です。

**鷺尾** 会計士試験の合格者が、世間では極めて分かりにくいところがあります。現状として、会計士の資格を取るとするのが第一となってしまう、活躍するための環境づくりについては、政治の側でも、取り組まなければいけないことを痛感するとともに、頭悩ませています。

## 就職難はとにかく活躍する フィールドの拡大がカギ

**横山** 現在、未就職者、つまり、合格したけれども監査の現場につけない者が、1,100名ほどいます。(※1) 各種団体は、この状況に、どのような問題意識をお持ちなのでしょう。

**鷺尾** 未就職の問題については、今なお、経団連にも訴えかけていますが、合格者数を増やした当事者たる経団連が、あまり採用しないという状況になっています。「自分たちは採用している」、「1、2名採用している」と言っていますが、合格したのに会計士として活躍できない未就職者の数を考えれば、もっと積極的に採用の間口を広げていただかなければなりません。

とはいえ、今回政令改正した（※2）、いわゆる資本金5億円以上の会社、子会社までに会計士が浸透していることは、ひとつの成果だと思えます。今までそういうことできなかったわけですから。今回、とにかく何とか広げたいという思いでいるんですよ。ただ1つ懸念されるのは、試験に受かったから、すべて国が面倒見てくれるという思考になってはしまわないか、ということです。われわれも、未就職の皆さんの窮状は窮状として認識していますが、何でもかんでも国がやってくれるという思考には陥らないでいただきたいですね。

**横山** 確かに、何でもかんでも甘えてはいけませんね。

**鷲尾** 本来、公認会計士制度は、経済界の方が何度もおっしゃるように、「会計士たる資格というのは極めて有用だから、そういう会計的な専門知識、会計の専門知識を持った人材を社会により広く普及させなくてはいけないし、そのためにはそういう能力をもった人材をどんどん活用するべく、試験制度変えていこう」という趣旨で行われたわけです。にもかかわらず、就職難になるほど採用間口が狭くなっているわけです。はっきり申し上げると、要望を受けて改正した側としては、非常に困った事態です。しかし、そんなことばかり言って、放っておける問題ではないので、私も、さらなる制度改革を試み、関係各団体とも話し、政令改正をしたり、未就職者の採用を働きかけたりと、奔走してきました。が、野党の反対に遭い、公認会計士法改正には至らず、仕切り直して、再度議論を要する状況となっています。

繰り返しになりますが、私は、国が全部面倒見るといようなやり方はよくないと思っています。したがって、就職難の問題も、とにかく会計士が活躍するフィールドを増やしていくということで解決していくのがいちばんよいと考えます。

**横山** 海外に目を向けると、アメリカなどでは、まず監査法人に就職して1~2年たった実務経験の要件を満たした状態で会計士試験に合格し、すぐに会計士登録していくのが一般的となっています。最初に就職ありきというところが、合理的だなと思います。試験もさほど難しくなく、合格率も50%です。それに対して日本は短答式試験で5%

の合格率で非常に難解な試験になってしまいました。その難解な試験に通っても、なかなか就職できないのでは、就職ありきの制度に変えるのもひとつの案になり得ると思います。この就職した人が資格を取っていくようにするというのは、前回の改正案にも出ていた制度ですが、早急な対策が必要な現状です。

**鷲尾** 1,100人もの未就職者を発生させてしまうに至ったのは、合格者数を一気に増やし過ぎたところに起因すると思います。この状態をいかに収束させるかという中で、制度改革を抜本的に行うというのが、われわれがやろうとしたいひとつの方向でした。しかし、何を問題視しているのか分かりかねるのですが、反対する方々が相当数いらっしゃったので改正できませんでした。実際、何でも反対してやれというような野党の反対もあったかと思えます。それは、政治の責任ですが、ねじれ国会だったり、どうしても政治が絡んでしまった結果であることは否めません。今思い返しても、「いい加減にしてほしい」という思いでいっぱいです。とはいえ、今は、改正できないけども、手当てをしなくてはならないという状態です。こうなった以上、現時点で未就職中の方については、これからまた政策も変わってきますし、積極的に働きかけつつも、監査法人が駄目なら違う道を探して、しっかりと歩を進めていっていただきたいですね。

## 自ら価値を向上させる

**横山** 今、会計士登録している方々は、監査法人に勤務するよりも独立される方が多い状況です。独立して、税務の分野に進んでる方が多いように見受けられます。一方で、税理士業界では、会計士試験に合格して税理士となっている方、弁護士で税理士登録もされている方と、それぞれ、会計科目もしくは税法科目の合格を課すという提案をされているようです。

**鷲尾** 会計士について言えば、そのような方向にはならないと思います。その理由として、会計士は、日本公認会計士協会主催の下、税法が入った継続

的研修制度 (CPE) を実施しており、その名の通り、継続的に技能を磨いていることが上げられます。そもそも、3次試験に税法が入っており、会計士が、税理士よりも税法の知識が劣っているということにはならないと思います。もし、会計士が税の知識が劣っているということへの危惧から試験を課すのならば、国税庁など税理士になるルートはいくつかありますから、そういったルートで税理士になった人はどうするのか。例えば、税関やっている人が企業の税務できるかという、非常に厳しいでしょう。これは業界問題の一環ですが、会計士業界が税法に関して専門的に劣っているという話にはならないと思います。

税理士の方々としては、会計士の合格者数が増えると、会計士ではなく税理士が増える、税理士になりたい人は、税理士試験ではなく、会計士試験に合格して税理士になろうとする事態を憂い、危機感を持っているのだと思います。しかし、そのような組織のための論理は、現実の社会で通用する話ではないと思っています。そもそも税務業務やるに当たって試験やるという話になってしまうと、会計士の財務諸表の監査においても税法項目は多数ありますので、その監査はどうしていくのかという現実的な問題も出てくるわけです。もちろん、登録すれば税務業務ができるということについて、私は良くは思っていないが、登録すれば税理士の能力あるという今の制度のタテツケと、試験を受けなければ登録できないというタテツケでは大きな違いがあります。「そのような人間が財務諸表監査して大丈夫なのか」という、レジェンド問題にも発展しかねない問題ですから。

**横山** 会計士を取り巻く状況が厳しい中、これからの会計士業界を支える新人会計士へのメッセージをお願いします。

**鷺尾** 当然のことながら、まずはこれまで積み上げられた専門知識を活かすというのが根本にあります。それを、どの分野でどう活かすかは、それぞれの志によって違ってくるでしょう。例えば、監査。監査は非常に意義が高い業務であり、私自身の経験からも、監査業務を通じて見えてくる世界というのは非常に深いものがあると思うので、その中でいろいろと身に付けて行きながら、それ



を土台にして、今後はどうつなげていくかということを是非とも積極的に考えていただきたいと思っています。監査も、監査法人でやるばかりではありません。このような変化の激しい時代において、監査法人にとらわれることなく、その変化を踏まえ、いかにして自分が会計知識をベースにした価値を提供していくか考えることも必要でしょう。会計士が、こういったことを本気で考える人たちの集団になれば、「会計士ってやっぱりすごいね」、「すごい人たちの集まりだな」と思われるようになるのではないかと思います。すると、自ずと会計士の資格の魅力も高まると思います。そのような背中を、ぜひ後輩たちに見せていってほしいですね。

**横山** 会計士の価値を、自分たちの力で維持し、向上させていかななくてはいけないということですね。

**鷺尾** やはり、自分たちがどういうものを提供していくかということに尽きると思います。今まで先輩たちがつくってくれたものに乗っかるのではなく、よきものは守りつつ、自分たちでつくり上げていかななくてはならないということです。

**横山** パイオニア精神が必要ですね。私も、会計士業界が活気あふれるものとなるよう、微力ながら活動していきたいと思っています。本日は、ご公務お忙しい中、ありがとうございました。

(※1) CPA政連ニュース第361号 (2012年5月15日)

(※2) 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」

(平成24年3月22日公布、平成24年4月1日施行)